

社会福祉法人 春陽会

身体拘束廃止のための指針

1. 身体拘束、及びその他の行動制限に関する基本的な考え

身体拘束とは、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当法人では、利用者の尊厳を守りそして尊重し、拘束を安易に正当化せず、拘束廃止に向けた意識を全職員がもち、身体拘束を行わないケアの実施に努めます。

- 1) 当法人では、指定基準での定めのとおり、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、及びその他利用者の行動を制限する行為は行いません。
- 2) 利用者の人権擁護、および自立支援の観点から、身体拘束ゼロのケアの実践に向け、活動を行います。

2. 身体拘束廃止についての基本的な取り組み

当法人では、身体拘束、及びその他の行動制限の廃止に向け、以下のような取り組みを行います。

- 1) 施設長を責任者として身体拘束廃止に向けての施設内推進体制を構築します。
- 2) 「身体拘束廃止委員会」を組織し、身体拘束廃止に向け種々の取り組みを行います。取組に当たり定例会議（1回/月）及び臨時会議を開催します。
- 3) 身体拘束に関する基本的な知識、身体拘束を行なわない為の基本的なケアの周知、徹底を目的とし、身体拘束廃止に関する研修会を法人の年度事業計画に位置付け定期的に開催します。
また、必要に応じ外部研修等への参加について検討します。
- 4) 身体拘束廃止に関するマニュアルを策定し、定期的に見直しを行います。
- 5) 身体拘束に該当する事例に対しては、定期的に（1回/月）ユニット職員「身体拘束廃止委員会」を中心として検討会議を開催し、その廃止に向けた取り組みを行ないます。

3. やむを得ない理由にて身体拘束が必要となった場合

当法人では、原則として身体拘束は行いませんが、1)切迫性、2)非代替性、3)一時性の三つの要件について慎重に確認を行い、その詳細について十分に家族等への説明の上同意を得られた場合のみ身体拘束に該当する行為を行う場合があります。ただし同意を得られている場合でも、早期に拘束の解除が図れるように日々検討を行います。

4. 身体拘束の期間

原則1カ月以内、最長で3カ月として、拘束、行動制限の必要な理由、身体拘束の方法、拘束の時間帯等を家族等に説明を行います。

「身体拘束の説明及び同意書」へ署名を持って家族等からの了承を得ることとします。

5. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても本指針をいつでも閲覧できるよう事業所に備え付けることとします。またホームページにおいても公開し、利用者及び家族がいつでも自由に閲覧できるようにします。

6. その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

本指針に定める研修の他、積極的・継続的な研修参加により、利用者の権利擁護とサービスの質向上に努めるものとします。

令和7年4月1日
社会福祉法人 春陽会